

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条の十七）</p> <p>第二章・第三章 （略）</p> <p>第四章 削除</p> <p>第五章 （略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条の十七）</p> <p>第二章・第三章 （略）</p> <p>第四章 共済会（第十三条―第十七条）</p> <p>第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（令第二十五条の五に規定する総務省令で定める場合）</p> <p>第二条の六 令第二十五条の五第一項（令第二十五条の十一において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、退職共済年金又は障害共済年金の受給権者である組合員で法第八十一条第一項又は第九十二条第一項の規定により退職共済年金又は障害共済年金の全額を停止されているものの各月の掛金の標準となる給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となる給料をいう。以下同じ。）の額が、その月の前月のその者の掛金の標準となる給料の額から一万円を控除した額に相当する金額以下の金額となる場合とする。</p> <p>2 令第二十五条の五第二項（令第二十五条の十一において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、法第八十一条第二項又は第九十二条第二項の規定により退職共済年金又は障害共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者</p>

(令第二十五条の七第一項第一号ハに規定する議員報酬の月額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額)

第二条の六の二 令第二十五条の七第一項第一号ハの議員報酬の月額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 議員報酬を月額として定めている地方公共団体 当該月額に一を乗じて得た額

二 議員報酬を月額以外の方法により定めている地方公共団体 当該地方公共団体の議員報酬の支給の実情を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額

(法第百五条第一項に規定する総務省令で定める事由)

第二条の六の二の二 法第百五条第一項に規定する総務省令で定める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者(同項に規定する当事者をいう。以下同じ。)について、当該当事者の一方の被扶養配偶者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下同じ。)である第三号被保険者(同号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。)であつた当該当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し、当該事情が解消したと認められること(当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。)とする。

の各月の掛金の標準となる給料の額が、当該退職共済年金又は障害共済年金の一部の支給の基準となつた掛金の標準となる給料の額に一万円を加えた額に相当する金額以上の金額となる場合又は当該基準となつた掛金の標準となる給料の額から一万円を控除した額に相当する金額以下の金額となる場合とする。

(法第百五条第一項に規定する総務省令で定める事由)

第二条の六の二の二 法第百五条第一項に規定する総務省令で定める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者(同項に規定する当事者をいう。以下同じ。)について、当該当事者の一方の被扶養配偶者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下同じ。)である第三号被保険者(同号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。)であつた当該当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し、当該事情が解消したと認められること(当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。)とする。

(離婚特例適用請求の請求期限)

第二条の六の三の三 法第百五条第一項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した場合とする。ただし、法第百七条第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したことにより当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過したことについてやむを得ないと認められる場合における法第百五条第一項の規定による離婚特例の適用の請求（第二条の六の人において「離婚特例適用請求」という。）の請求期間の計算については、当該補正に要した日数は、算入しない。

一 離婚が成立した日

二 婚姻が取り消された日

三 第二条の六の二に定める事由に該当した日

2・3 (略)

(情報提供の内容)

第二条の六の六 法第百七条第二項に規定する総務省令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一 法第百五条第一項に規定する第一号特例適用者の氏名

二 法第百五条第一項に規定する第二号特例適用者の氏名

三 法第百七条第二項の規定により同条第一項に規定する請求があつた日が対象期間の末日とみなされた場合にあつては、対象期間の末日とみなされた日

四 第二条の六の二に定める事由に該当する場合にあつては、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者について当該事情が解消したと認められる日

五 その他法第百五条第二項に規定する離婚特例適用請求をするため

(離婚特例適用請求の請求期限)

第二条の六の三の三 法第百五条第一項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した場合とする。ただし、法第百七条第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したことにより当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過したことについてやむを得ないと認められる場合における法第百五条第一項の規定による離婚特例の適用の請求（第二条の六の人において「離婚特例適用請求」という。）の請求期間の計算については、当該補正に要した日数は、算入しない。

一 離婚が成立した日

二 婚姻が取り消された日

三 第二条の六の二に定める事由に該当した日

2・3 (略)

(情報提供の内容)

第二条の六の六 法第百七条第二項に規定する総務省令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一 法第百五条第一項に規定する第一号特例適用者の氏名

二 法第百五条第一項に規定する第二号特例適用者の氏名

三 法第百七条第二項の規定により同条第一項に規定する請求があつた日が対象期間の末日とみなされた場合にあつては、対象期間の末日とみなされた日

四 第二条の六の二に定める事由に該当する場合にあつては、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者について当該事情が解消したと認められる日

五 その他法第百五条第二項に規定する離婚特例適用請求をするため

に必要な情報

めに必要な情報

第五条の十四及び第五条の十五 削除

(令附則第七十五条の二第四項第三号に規定する総務省令で定める理由)

第五条の十四 令附則第七十五条の二第四項第三号に規定する総務省令で定める理由は、除名その他これに準ずるものとして総務大臣が相当と認める理由とする。

(令附則第七十五条の二第五項に規定する総務省令で定めるところにより算出した額)

第五条の十五 令附則第七十五条の二第五項に規定する退職当時の標準報酬月額として総務省令で定めるところにより算出した額は、沖縄の市町村の議会の議員であつた者が同項に規定する退職当時に受けていた合衆国ドル表示の報酬の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額に係る当該退職当時に適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額とする。

第五条の十六 (略)

(沖縄の立法院議員であつた者等の昭和三十七年十二月一日における標準報酬月額)

第五条の十八 昭和六十一年経過措置政令第八十九条第二項、地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令(昭和六十二年政令第二百二十号) 第五条第一項、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成元年政令第三百五十四号) 附則第五条第一項、平成二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の

第五条の十六 (略)

額の改定に関する政令（平成二年政令第八十三号）第五条第一項、平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成七年政令第百十八号）第五条第二項及び平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成十五年政令第百五十八号）第五条第二項に規定する総務省令で定める額は、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者の退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額として、その者の合衆国ドル表示の報酬の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額に係る標準報酬月額（その額が、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とする。）とする。

（長期経理の資産の構成割合）

第十二条の四 （略）

2 前項第一号の規定の適用については、株式及び証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の受益証券の価額は、団体組合員に係る長期経理の資産の総額に十分の一を乗じて得た価額に相当する価額以内でなければならぬ。

3 （略）

第四章 削除

第十三条から第十七条まで 削除

（長期経理の資産の構成割合）

第十二条の四 （略）

2 前項第一号の規定の適用については、株式及び証券投資信託（公社債投資信託を除く。第十五条の三第二項において同じ。）の受益証券の価額は、団体組合員に係る長期経理の資産の総額に十分の一を乗じて得た価額に相当する価額以内でなければならぬ。

3 （略）

第四章 共済会

第十三条 削除

（資金の運用）

第十四条 地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）の業務上の

の余裕金は、次に掲げる方法により運用するものとする。

一 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）第一条第一項に規定する金融機関への預金

二 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。）への信託

三 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得

四 不動産の取得

五 地方議会議員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

2 | 前項第二号の規定による信託の終了又は一部の解約により共済会に帰属することとなる信託財産（金銭を除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

一 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託

二 証券会社への預託

3 | 共済会は、その業務上の余裕金を第一項第二号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第三号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得、同項第四号に掲げる不動産の取得又は同項第五号に掲げる保険料の払込み（総務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

(地方公共団体の負担金)

第十五条 法第六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額は、法第六十六条第二項に規定する掛金の額の算定の基礎となる標準報酬月額に次の各号に掲げる地方議会議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額の合算額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十
- 二 市(特別区を含む。)の議会の議員 百分の十二
- 三 町村の議会の議員 百分の十二

2| 法第六十七条の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の支払については、総務大臣の定めるところによる。

(会計組織)

第十五条の二 共済会の経理は、共済会を単位として設ける会計単位及び共済会の行なう業務の種類ごとに設ける経理単位に区分して行なうものとする。

- 2| 前項の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。
- 一 給付経理 法第五十八条に規定する給付に関する取引
 - 二 業務経理 法第六十七条第三項に規定する共済会の事務に関する取引

(給付経理の資産の構成割合)

第十五条の三 共済会が保有する給付経理の現金、預金、信託、有価証券及び生命保険の価額は、常時、当該経理の資産の総額に対し、十分の九を乗じて得た額以上でなければならない。

2| 前項の規定の適用については、株式及び証券投資信託の受益証券の価額は、給付経理の資産の総額に十分の一を乗じて得た価額に相当する価額以内でなければならない。

3| 第一項に掲げる資産の構成割合が当該資産の価額の変動その他共済会の意思に基づかない理由により、前二項に規定する割合と異なることとなつた場合には、共済会は、前二項の規定にかかわらず、その異なることとなつた割合によることができる。この場合において、共済会は、前二項の趣旨に従つて、できる限りすみやかにその割合を改めなければならない。

(事業報告書)

第十六条 共済会の会長は、毎事業年度末日現在における総務大臣が別に定める様式による事業報告書を作成し、これを総務大臣に提出しなければならない。

第十六条の二 削除

(地方公共団体の報告等)

第十六条の三 地方公共団体は、毎月における地方議会議員の数、議員報酬並びに掛金及び特別掛金に関する報告を、翌月五日までに共済会に提出しなければならない。

2| 前項に規定する報告の内容については、共済会の定款の定めるところによる。

3| 地方公共団体は、令第七十二条第六号に規定する給付金その他地方議会議員に係る支払金の送付を受けたときは、遅滞なく、これを受領すべき者に支払わなければならない。

(準用規定)

第十六条の四 共済会の財務については、この章に規定するものほか、施行規程第二章第二節(第四条から第六条まで、第七条の二、第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条、第十四条の二、

第二十五条第六号から第十二号まで、第二十六条第二項第七号、第三十七条第一号から第三号まで、第四十八条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号、第五十四条第一項第二号、第三号及び第六号、第五十五条、第五十六条、第六十二条第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第二項、第四項及び第五項、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第八十一条、第八十三条第一号、第八十七条並びに第八十八条を除く。）、附則第二条の二、附則第二条の三第一項及び附則第三条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八條	第九條、第十條、第十八條第一項、第十九條、第二十條第一項、第二十五條第二號、第四十八條第一項第六號、第五十七條、第六十九條第二項、第七十條第二號及び第三號、第七十八條及び第八十六條第一項	組合の理事長	共済会の会長
	組合	組合	共済会
第十三條第一項及び第二十五條	長期經理	給付經理	
	組合	共済会	
第十五條、第十六條及び第三十二條第一項	主務大臣	総務大臣	
	組合の業務に従事する	共済会の業務に従事	
第十七條第一項			

<p>条 第二十条及び第六十一 びに第七十七条第一項 、第七十六条第一項並 項、第七十五条第一項 五項、第七十四条第一 項、第七十六条第一項 、第七十六条第一項並 びに第七十七条第一項</p>	<p>第十七条第二項、第十 八条第二項、第二十 二項、第二十一条、 第二十二條、第二十三 条第一項、第二十七 、第三十六條第三項、 第三十七條第五号、第 三十九條第一項及び第 二項、第五十條、第五 十一條、第五十三條第 一項第十一号、第五 四條第一項第七号、第 六十八條、第七十條第 四号、第七十一條、第 七十三條第三項及び第 五項、第七十四條第一 項、第七十五條第一項 、第七十六條第一項並 びに第七十七條第一項</p>	<p>者（法第十八条第一項 の規定により組合の業 務に従事する者及び法 第四百四十一条第一項に 規定する組合役職員（ 役員を除く。）に限る 。以下同じ。）</p>
<p>所 単位所属所以外の所属</p>	<p>組合の理事長</p>	<p>する者</p>
<p>共済会の定款で定め るところにより設け</p>	<p>共済会の会長</p>	

<p>第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項</p>	<p>組合の理事長 主務大臣</p>	<p>られる従たる事務所 共済会の会長 総務大臣</p>
<p>第二十四条</p>	<p>組合の理事長 前事業年度二月末日までに作成しなければならぬ。</p>	<p>共済会の会長 作成し、代議員会の議決を経て、前事業年度二月末日までにこれを総務大臣に提出しなければならぬ。</p>
<p>第二十五条第一号</p>	<p>組合 組合員の数、給料額、期末手当等の額及び被扶養者数</p>	<p>共済会 地方議会議員の数及び標準報酬月額</p>
<p>第二十五条第三号 第二十五条第十三号、第二十六条第二項第九号、第五十二条第二項、第五十四条の三、第八十四条第二項及び第八十六条第二項</p>	<p>短期経理及び長期経理 給料 主務大臣</p>	<p>給付経理 標準報酬月額 総務大臣</p>
<p>第二十六条第二項第一</p>	<p>法第二十三条第一項</p>	<p>法第五十六条の五</p>

第六十二条第二項第二号	法第二十五条 主務大臣	法第五十七条 総務大臣	ただし書
第六十二条第二項第四号	業務経理及び福祉経理	業務経理	
第六十二条第二項第五号	法第百十三条第四項	法第百六十七条第四項	
第三十条第一項第九号	組合 組合員	共済会 地方議会議員	
第三十四条	国、地方公共団体又は他の組合	国又は地方公共団体	
第四十八条第一項第二号	くは他の組合 組合員	国若しくは地方公共団体 地方議会議員	
第五十四条の二第一項	組合 組合の理事長 主務大臣	共済会 総務大臣	
第五十八条第二項	別表第一号表による。 ただし、指定経理の勘定科目については、主務大臣が別に定めるところによる。	総務大臣が定めるところによる。	
第六十二条第一項	補助簿を備え	補助簿を備え、それぞれ勘定科目ごとに口座を設け	
第六十三条第一項	本部元帳、支部元帳及び所属所元帳並びにこ	元帳及び補助簿の記入は、伝票又は日記	

第六十五條第三項	都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。） 理事長 都職員共済組合等 理事長 同条第三項 組合 組合 組合 組合 第六十七條第三項第一号及び第三号 第六十七條第三項第一号 第六十七條第三項第三号及び第四号 第六十七條の二	これらの補助簿の記入は、伝票又は日記帳に基づいて行ない、総勘定元帳及び支部総勘定元帳の記入は、決算整理に関するものを除くほか、第六十五條の規定により提出される出納計算表に基づいて行なうものとする。 共済会	帳に基づいて行なうものとする。 共済会 会長 共済会 会長 法第百五十六條の四第三項 共済会 共済会 共済会 代議員会 共済会 法第百五十六條の四第三項 官報
----------	--	---	---

第六十七條の三		あつては官報により、 都職員共済組合、市町 村職員共済組合及び都 市職員共済組合にあつ ては都道府県の公報に より、指定都市職員共 済組合にあつては指定 都市の公報	法第二十二條第三項に 規定する主務省令	法第一百五十六條の四 第三項に規定する総 務省令
第七十二條第三項		長期經理 主務大臣	業務經理又は福祉經理	業務經理 総務大臣
第八十二條及び第八十 五條		短期經理及び長期經理 長期經理 長期給付	短期經理 給付經理 給付經理	業務經理 給付經理 給付經理
第八十三條		長期給付 組合の理事長	給付 共済会の会長	給付 共済会の会長
附則第二條の二第一項		組合 長期經理 定款で定める	給付經理 総務大臣の承認を受 けた	給付經理 総務大臣の承認を受 けた
附則第二條の三第一項		組合員数 組合 長期經理 組合員数 主務大臣	地方議會議員の数 共済会 給付經理 地方議會議員の数 給付經理 地方議會議員の数 総務大臣	地方議會議員の数 共済会 給付經理 地方議會議員の数 給付經理 地方議會議員の数 給付經理 地方議會議員の数 総務大臣

附則第三条の三

長期経理	給付経理
長期給付事業	給付事業
主務大臣が総務大臣と協議して	総務大臣が

2 前項において準用する施行規程第二章第二節の規定の適用については、これらの規定中施行規程別紙様式に定める様式によることとされているものは、総務大臣の定める様式によるものとする。

第十六条の五 施行規程第百六十五条の規定は共済会の書類の保存期限について、施行規程第百六十八条から第七十一条までの規定は共済会の監査について、施行規程第百七十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定は共済会の印鑑の提出について、施行規程第百七十四条の規定（第一項第三号を除く。）は共済会に対する請求書等の証明について準用する。この場合において、施行規程第百六十五条中「組合」とあるのは「共済会」と、「長期給付」とあるのは「給付」と、「運営規則」とあるのは「共済会の規則」と、施行規程第百六十八条から第七十条までの規定中「法第百四十四条の二十七第四項」とあるのは「法第百七十条第三項」と、施行規程第百七十一条中「組合の理事長」とあるのは「共済会の会長」と、「組合」とあるのは「共済会」と、施行規程第百七十三条の二中「組合」とあるのは「共済会」と、「理事長」とあるのは「会長」と、「地方職員共済組合等及び都職員共済組合等」とあるのは「共済会」と、「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、施行規程第百七十四条中「組合員」とあるのは「地方議会議員」と、「組合」とあるのは「共済会」と、「所属機関の長」とあるのは「地方公共団体の議会の議長」と、「障害共済年金」とあり、及び「障害年金」とあるのは「公務傷病年金」と読み替えるものとする。

2| 前条第二項の規定は、前項において準用する施行規程第六十九条第一項の規定を適用する場合について準用する。

(地方議会議員の任期満了による退職の取扱い)

第十六条の六 昭和三十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十七年法律第六十三号）第一条第一項に規定する期日に行なわれた任期満了による選挙において当選人（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十六条、第九十七条第二項又は第一百十二条の規定による当選人を除く。）となり、再び同一の地方公共団体の議会の議員となつた場合には、法第十一章の規定の適用については、任期満了の日が当該選挙において当選人と決定された日前であるときにおいても、退職はなかつたものとする。

(市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継)

第十七条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分（以下本条において「廃置分合等」という。）により町村が市となつた場合においては、当該廃置分合等があつた日の属する月の翌月（当該廃置分合等があつた日が月の初日であるときは、その月）以降分の当該市となつた町村の議会に係る町村議会議員共済会の共済給付金の支給に関する権利義務は、市議会議員共済会が引き継ぐものとする。

○昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行規則（昭和四十八年自治省令第二十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
	<p>（沖繩の立法院議員であつた者等の昭和三十七年十二月一日における標準報酬月額）</p> <p>第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号。以下「法」という。）第十三条の三第一項に規定する自治省令で定める額は、その者の退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該消滅した地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体。以下同じ。）の昭和三十七年十二月一日における当該地方公共団体の議会の議員の報酬額として第五条第一項の規定の例により算出した額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、同条第二項の規定により算出した額）に係る同日において適用されていた法第十三条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額（以下「昭和三十七年十二月一日における報酬額」として第五条第一項の規定の例により算出した額に係る標準報酬月額」という。）（その額が一万円に満たないときは、一万円とする。）とする。</p> <p>第一条の二 法第十三条の四第一項に規定する自治省令で定める額は、その者の退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額として第五条第一項の規定の例により算出した額に係る標準報酬月額（その額が二万円に満たないときは、二万円とする。）とする。</p>

(令第四条第一項第三号の仮定新法等の給料年額に加える額の算定の基礎となる額)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第三百十七号。以下「令」という。)第四条第一項第三号に規定する自治省令で定める額は、同号に規定する仮定新法等の給料年額に当該額に対応する別表上欄の仮定新法等の給料年額の区分に応ずる同表下欄の退職の時期の区分に応じ、同欄に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が、別表上欄イに掲げる額のうち、同号に規定する仮定新法等の給料年額の直近上位の額の四段階(令別表の第一欄に掲げる間に退職した者に係る場合には、同欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の第二欄に掲げる段階。以下同じ。)上位の額を超える場合においては当該額とし、同号に規定する仮定新法等の給料年額の直近下位の額の四段階上位の額を超えない場合においては自治大臣の定める額とする。

(令第七条第一項の新法の規定による退職年金等)

第二条 令第七条第一項に規定する自治省令で定めるものは、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十七年自治省令第十四号。次条において「四十七年省令第十四号」という。)附則

第一条の三 法第十三条の五第一項に規定する自治省令で定める額は、その者の退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額として第五条第一項の規定の例により算出した額に係る標準報酬月額(その額が、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とする。)とする。

(令第四条第一項第三号の仮定新法等の給料年額に加える額の算定の基礎となる額)

第二条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第三百十七号。以下「令」という。)第四条第一項第三号に規定する自治省令で定める額は、同号に規定する仮定新法等の給料年額に当該額に対応する別表上欄の仮定新法等の給料年額の区分に応ずる同表下欄の退職の時期の区分に応じ、同欄に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額が、別表上欄イに掲げる額のうち、同号に規定する仮定新法等の給料年額の直近上位の額の四段階(令別表の第一欄に掲げる間に退職した者に係る場合には、同欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の第二欄に掲げる段階。以下同じ。)上位の額を超える場合においては当該額とし、同号に規定する仮定新法等の給料年額の直近下位の額の四段階上位の額を超えない場合においては自治大臣の定める額とする。

(令第七条第一項の新法の規定による退職年金等)

第三条 令第七条第一項に規定する自治省令で定めるものは、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十七年自治省令第十四号。次条において「四十七年省令第十四号」という。)附則

第二条第一項の規定の適用を受けて算定された年金とする。

(令第十一条第一項の新法の規定による通算退職年金)

第三条 令第十一条第一項に規定する自治省令で定めるものは、四十七年省令第十四号附則第二条第一項の規定の適用を受けて算定された年金とする。

第二条第一項の規定の適用を受けて算定された年金とする。

(令第十一条第一項の新法の規定による通算退職年金)

第四条 令第十一条第一項に規定する自治省令で定めるものは、四十七年省令第十四号附則第二条第一項の規定の適用を受けて算定された年金とする。

(令第十五条第一項の沖縄の市町村の議会の議員の報酬の額等)

第五条 令第十五条第一項に規定する沖縄の市町村議会議員の報酬の額として自治省令で定めるところにより算出した額は、合衆国ドル表示の当該報酬の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額とする。

2 令第十五条第一項に規定する地方公共団体が昭和三十七年十二月一日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合の自治省令で定めるところにより算出した額は、退職に係る地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該退職に係る地方公共団体の合衆国ドル表示の報酬の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額とする。ただし、その額が、昭和三十七年十二月一日において当該退職に係る地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬の額のうち最も多い合衆国ドル表示の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額を超えるときは、その最も多い合衆国ドル表示の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額とする。

(令第十六条の自治省令で定めるもの)

第四条 令第十六条に規定する自治省令で定めるものは、法及び令の規定により年金額を改定する場合における改定年金額の計算の基礎とな

(令第十六条の自治省令で定めるもの)

第六条 令第十六条に規定する自治省令で定めるものは、法及び令の規定により年金額を改定する場合における改定年金額の計算の基礎とな

る新法の給料年額、退職年金条例の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額、共済法の給料年額、仮定共済法の給料年額、通算退職年金の仮定給料、沖繩の共済法の規定による給料年額及び仮定退職時の給料年額（令第二条の規定によりこれらの給料年額を読み替えて適用する場合の給料年額を含む。）とする。

る新法の給料年額、退職年金条例の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額、共済法の給料年額、仮定共済法の給料年額、通算退職年金の仮定給料、沖繩の共済法の規定による給料年額及び仮定退職時の給料年額（令第二条の規定によりこれらの給料年額を読み替えて適用する場合の給料年額を含む。）とする。